

第26回 青森県環境審議会

日時：平成28年11月22日（火）

午後1時30分～午後3時40分

場所：青森国際ホテル2階「春秋の間」

（司会）

本日はお忙しい中御出席いただきまして、大変ありがとうございます。私は本日、司会を務めさせていただきます環境政策課 課長代理の藤田と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日は最初に、皆様に委嘱状を交付いたします。副知事の佐々木が皆様のところへ伺い、知事からの委嘱状を交付いたします。お手元名簿に記載されている順番に御名前をお呼びいたしますので、その場で御起立の上、委嘱状をお受け取りください。

それではよろしくお願いいたします。

青山正和様。

（佐々木副知事）

委嘱状。

青山正和殿。

青森県環境審議会委員を委嘱する。任期は平成28年11月1日から平成30年10月31日まで。

平成28年11月1日 青森県知事 三村申吾。

（司会）

岩間たつ子様。

大宮千恵子様。

岡智子様。

貝森毅彦様。

熊谷浩二様。

齊藤弘子様。

佐藤久美子様。

佐藤巧様。

島口天様。

嶋中由紀子様。

進藤順治様。

杉澤むつ子様。

鈴木拓也様。

関下斉様。

藤公晴様。

鳴海富美子様。

糠塚いそし様。
沼田桃子様。
橋本礼子様。
蛭田由美様。
前田愛子様
村上秀一様。
村上洋一様。
山田兼博様。
山田昌子様。
山谷詠子様。
吉尾はる美様。

それでは開会にあたりまして御挨拶を申し上げます。
副知事、お願いいたします。

(佐々木副知事)

皆様、こんにちは。私は、県の副知事を務めております佐々木郁夫です。環境審議会の開催にあたりまして一言御挨拶をさせていただきます。

本日は御多忙中にも関わらず御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。皆様には常日頃から県政各般にわたりまして大変な御理解、そしてまた御協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

また、この度は青森県環境審議会の委員就任を快くお引き受けくださりまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、皆様、御案内のとおり私ども青森県は三方を海に囲まれ、東アジアで最大のブナの原生林を有する世界自然遺産、白神山地をはじめ、国立公園指定80周年を迎えております十和田八幡平国立公園、十和田・八甲田地域などの大変豊かで四季の彩り美しい自然に溢れた、そういった土地柄でございます。私達は、この豊かな自然から暮らしに欠くことができない安全・安心で良質な水や食料、そしてエネルギーなどの恵みを楽しむだけではなく、自然との共生を通じて特色のある地域文化や伝統を培い、そして育てまいりました。こうしたかけがえのない財産を守り、次の世代に引き継いでいくことは、今を生きる私達の大切な使命であると、そのように考えております。

本県の環境問題といたしましては、依然として全国下位に低迷しているごみの減量化など身近な問題から、近年、目撃が相次いでおりますニホンジカの対策など圏域のもの、そしてさらには、先日、我が国も批准いたしましたパリ協定に基づく地球温暖化対策など、地球規模のものまで、実に多岐に渡る問題が顕在化しております。

県では、こうした本県の環境の現状と課題を踏まえまして、本年3月に第5次青森県環境計画を策定したところです。本県が目指します「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」に向け、各種施策を積極的に進めて参りたいと考えているところです。

委員の皆様におかれましては、今後2年間、本県の環境の保全及び創造に関する施策の推進にあたり、環境全般にわたる調査、審議をお願いすることになります。どうか忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(司会)

会議に入ります前に本日の出席者を紹介させていただきます。委員の皆様の御紹介は、誠に恐縮ではございますが、先ほどの委嘱状の交付をもって代えさせていただきます。

続きまして県側の出席者について紹介いたします。

環境生活部次長の白坂です。

環境政策課長の澤田です。

環境保全課長の石坂です。

自然保護課長の佐々木です。

なお、副知事は公務都合により温泉部会委員の指名後、退席させていただきます。

次に本日の会議の成立について御報告申し上げます。会議の成立は青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は鮎川委員、長利委員、對馬委員、長谷河委員につきましては、御都合により御欠席となっております。全委員32名中28名の委員に御出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に本日の審議会は委嘱後初めての会議となりますので、事務局から環境審議会の概要について説明させていただきます。

(事務局)

環境政策課長の澤田でございます。

青森県環境審議会の概要につきまして御説明させていただきます。座ったままで御説明させていただきます。

それではお手元の資料1を御覧ください。まず1の設置根拠についてでございます。青森県環境審議会は、本県における環境保全に関する基本的事項を調査審議等するため、環境基本法及び自然環境保全法に基づく知事の附属機関として設置しており、審議会の組織等につきましては青森県附属機関に関する条例で規定しております。

次に、2の審議事項についてです。(1)環境の保全に関する基本的事項の調査審議等を行うこと。(2)温泉法及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、その権限に属せられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

以上が青森県環境審議会の審議事項でございます。

なお、過去3年間の審議会及び温泉部会の開催状況につきましては、それぞれ別紙1、別紙2のとおりとなっております。

次に3の委員の定数等についてです。青森県環境審議会の委員は学識経験を有する者と温泉に関する事業に従事する者で構成し、定数は35人以内とすることとなっております。

次に4の温泉部会についてです。青森県環境審議会に温泉法第32条の規定により温泉に関する知事の処分に関し、意見の答申をするため温泉部会を設置しております。温泉部会の委員は会長が指名し、その数は10人以内となっております。

また、温泉部会に部会長を置き、温泉部会の議決は青森県環境審議会の議決となります。

2ページ目を御覧ください。5の委員の任期等についてです。委員の任期は平成28年11月1日から平成30年10月31日までの2年間となっております。

6の平成28年度の開催予定についてです。青森県環境審議会につきましては、本日の会議の他、来

年2月上旬から中旬に開催することとしており、諮問案件5件と報告案件1件を予定しております。
また、温泉部会につきましては12月9日と2月上旬の開催を予定しております。
青森県環境審議会の概要については以上でございます。

(司会)

環境審議会の概要について説明させていただきましたが、御質問などはございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

それでは次に会長と副会長の選任に入らせていただきます。審議会の運営は条例に基づき会長が議長
となって会議を進めることとなっております。また会長を補佐する副会長を置くこととなっております。

議事に入ります前に、委員の皆様の互選により会長、副会長を選任する必要がございます。会長、副
会長の選任にあたりまして仮議長を決めたいと思います。仮議長選任の進め方につきましては事務局に
一任させていただいてもよろしいでしょうか。

それでは事務局としては、佐藤巧委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、皆様、いかがでしょう
か。

(委員一同、拍手)

(司会)

御異議がないようでございますので、佐藤巧委員に仮議長をお願いしたいと思います。
それでは佐藤委員は仮議長席へお移りくださるようお願いいたします。

(仮議長)

それでは御指名でございますので、仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。
会長の選任にあたりまして、会長は委員の互選によって決めることになっております。委員の皆様、
自薦他薦ございましたらお願いいたします。

(佐藤久美子委員)

今まで環境審議会の会長を務められていました熊谷委員に引き続き会長をお願いしたいと思います。

(仮議長)

ありがとうございます。

ただ今、熊谷委員を推薦したいという御意見がございました。他にございませんでしょうか。
ないようですね。それでは熊谷委員を会長と選任することよろしいでしょうか。

(委員一同、拍手)

(仮議長)

ありがとうございます。拍手で御承認いただいたと思っております。熊谷委員が会長に選任されまし
た。会長が決定しましたので、仮議長の任を解かせていただきます。これからの進行につきましては熊
谷会長をお願いしたいと思います。熊谷会長は議長席へどうぞお移りください。

どうもありがとうございます。

(熊谷会長)

この審議会の会長を務めることになりました、八戸工業大学の熊谷浩二と申します。よろしくお願いいたします。

平成26年に作った県の基本計画の中に、強みをとことん、課題をチャンスにという言葉がありまして、今日の議題はどちらかというと強みをとことんの方でございまして、青森県の強みは自然環境が良いことということでございますので、今後ともこの会議、いろいろ課題をチャンスにという方も是非発言いただければなと思います。

今日はよろしく会議の進行をお願いいたします。

それでは議長として議事を進行していきますけれども、さっそくですが次第に従って会議を進めたいと思っております。

まず最初に、副会長を選出したいと思っております。副会長は委員の互選により決めることになっております。自薦他薦、どなたかございますでしょうか。

(佐藤久美子委員)

環境審議会の副会長を務められていました糠塚委員に引き続きお願いしたいと思います。

(熊谷会長)

ありがとうございます。今、糠塚委員を推薦したいとの御意見がございましたけれども、他にはございませんでしょうか。

皆さん、御了解ということでよろしいですね。では、そういうことでございますので、副会長は糠塚委員を選任することで決定いたします。糠塚委員、よろしくまたお願いいたします。

副会長となられた糠塚委員より一言御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(糠塚委員)

弘前大学の糠塚と申します。昨年に引き続き、2期目で副会長をさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

昨年は環境計画の策定に深く関わらせていただきまして、今さらと言っては何なんですけれども、非常に勉強になり、また県全体の環境に関わることであり、あと数年間、この計画でいくんだなと思うと非常に緊張した思いがあったということです。

私、大学では専門で化学を、特に分析化学を教えているんですけれども、一般教育でも環境に関わる授業を持っていて、昨年、環境計画に携わらせていただいたということ、それから毎年こういう厚い環境白書を送っていただいておりますので、それをぜひ利用したいということで、授業の中でそれを紹介するような取組をしたいと思っております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(熊谷会長)

どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは次に温泉部会の委員を選任します。先ほど事務局より説明がありましたように、温泉部会に属すべき委員については青森県附属機関に関する条例に基づきまして会長が指名することになっておりますので、皆様のこれまでの実績や役職などを参考に指名させていただきたいと思っております。

それでは指名いたしますので、皆様は配布資料の名簿の番号で確認をお願いいたします。

まず9番の齊藤委員、次に11番の佐藤巧委員、12番の島口委員、15番の杉澤委員、24番の長谷河委員、25番の蛭田委員、27番の村上秀一委員、28番の村上洋一委員。以上8名の委員を指名いたします。

温泉部会委員の皆様におかれましては、部会の審議にあたり御協力をよろしくをお願いいたします。

ここで佐々木副知事は公務により退席されます。

それでは引き続き会議を進めてまいります、その前に本日の議事録署名者を指名させていただきます。今回は岩間たつ子委員と沼田桃子委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。本日の諮問案件ですが、皆様のお手元に諮問書の写しが配付されておりますので御覧いただきたいと思います。原本はここにあります。

本日は、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定（案）について、諮問を受けております。

それでは諮問案件について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

環境保全課長の石坂と申します。よろしくをお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

今回、諮問させていただきます水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、御説明を申し上げます。資料は、資料2-1から2-5までが関係資料となっております。主に資料2-1に基づいて説明をさせていただきますので、さっそく資料2-1を御覧ください。

まず1ページ目でございます。1ページ、1. はじめに（1）の水生生物の保全に係る水質環境基準についてです。ページの中程、表1水質汚濁に係る環境基準というところを御覧ください。河川や海域などの公共用水域の水質につきましては、環境基本法に基づいて人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準の、2つの環境基準が定められております。このうち人の健康の保護に関する環境基準は、カドミウムなど27項目について、国全体で一律の基準が設定されております。一方、生活環境の保全に関する環境基準は、BODなど10項目について基準値が定められていますが、基準値は水域類型ごとに設定されており、どこの水域にどの類型を設定するかはそれぞれの水域の利用目的等によって判断するとされております。

表の太線で囲んだ部分ですが、生活環境保全に関する環境基準の一環として、国では平成15年に化学物質による水生生物への影響を防止する観点から、全亜鉛を項目とする水生生物保全環境基準を新たに設定し、その後、平成24年にノニルフェノールを、平成25年にはLAS、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を項目に追加いたしました。

右側にありますとおり、この水生生物保全環境基準の類型は大本の生活環境の保全に関する環境基準と同様に、水域類型ごとに基準値を設定するとされ、どこの水域にどの類型を指定するかはそれぞれの水域の水生生物の生息状況などによって判断するとされております。

下の表の、水生生物保全環境基準の水域類型及び基準値を御覧ください。基準値は水生生物の生息状況の適応性に応じた水域類型ごとに設定されておまして、河川及び湖沼については生物A、生物特A、生物B、生物特Bの4つに分類されております。生物Aはイワナ、サケマスなど比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域、生物特Aは、生物Aの水域のうち、生物Aの産卵場及び幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域、生物Bはコイ、フナなど比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域、生物特Bは、生物Bの水域のうち水生生物の産卵場及び幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域として分類されており、表の右側にありますように、全亜鉛、ノニルフェ

ェノール及びLASについて、それぞれ基準値が定められています。

基準値につきましては、生物Bより生物Aの方がより厳しい値に、また特が付かない方より特が付いた方がより厳しい値となっております。

2ページを御覧ください。(2)水生生物保全環境基準の類型指定についてです。

まずアですが、水質環境基準の類型指定は国が指定する水域を除き都道府県知事が行うこととされており、県内は全ての水域について知事が指定することになっています。イですが、このため県は、県内の主要な公共用水域について、平成27年度から平成29年度までの3年間で順次類型指定を行う計画としております。

お手数ですが、ここで5ページの方を御覧ください。3.本県における類型指定のスケジュールですが、ここで先にこちらを御説明させていただきます。

(1)全体スケジュールのところでございますが、本県では既存のBOD等の「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定がなされている42河川4湖沼について、2ページのところを御説明したとおり、3か年で類型指定を行うこととしておりまして、平成27年度には、このうち新井田川河口水域、岩木川水域などの21河川について既に類型指定を行っており、お手元の資料2-3の方に参考資料として昨年度の指定結果をお示ししているところでございます。今年度につきましては、(2)平成28年度類型指定検討対象水域のとおり、新城川、沖館川などの21河川、2湖沼について、類型指定に係る検討を行ったところでございます。

なお、(1)の最後、3ポツ目のところにありますように、十和田湖と世増ダムの2湖沼は県際水域であるため、秋田県及び岩手県との調整の結果、平成29年度に類型指定を行うということにしております。

また2ページの方にお戻りいただければと思います。(2)のウというところになります。類型指定後は県や市などが当該水域の水質の常時監視を行って、公共用水域の水生生物の保全を図っていくということになります。

ここで、この部分につきまして吉尾委員の方から事前に2点、御質問をいただいておりますので、事務局からの回答を御説明させていただきます。

恐れ入りますが資料2-5をお願いいたします。A4横長の資料になります。

1ページ目のNo.1のところでございます。内容といたしましては、「国が指定する水域を除き」とあるが、除いている水域はどこで、その水質状況は大丈夫なのか」との御質問でございます。

事務局の回答ですが、類型指定は2以上の都道府県にわたる主要な水域であって、政令で定めるものは国が、それ以外の水域は都道府県知事が行うこととされておりますが、先ほど御説明したとおり、県内の水域は政令の定めがないため、全て県知事が指定することになります。なお、国が類型指定する水域の例としては、北上川、阿武隈川、利根川などがございます。

続きまして資料2-5、2ページ目、No.5というところをお開きいただきたいと思います。同じく吉尾委員からの御質問です。内容といたしましては、「類型指定することが目的ではなく、水質の保全が大事だと思うが、最初の頁のタイトルや一覧表を見ると、素人には類型指定して終わりに見えてしまう」との御質問でございました。

事務局の回答でございます。委員の御指摘のとおり、類型指定が目的ではなく、類型指定を行った水域については県などが水質の常時監視を行い、環境基準達成状況について評価・講評するとともに、必要に応じて対策を講じるなどにより、水生生物の保全を図っていくということになります。

お手数でございます、また資料2-1の方にお戻りいただきたいと思います。資料2-1の2ページ

目、2. 水生生物保全環境基準に係る類型指定に当たっての基本的事項について。(1) 類型指定の基本的考え方について、というところでございます。

県では、記載の環境省通知等を参考にして、昨年度と同様、以下のアからオまでの考え方により類型指定案を策定いたしました。

まずアとして、水生生物の保全を図る必要がある県内の主要な公共用水域について類型指定を行う。イとして、水生生物が全く生息しないことが確認された水域については、類型指定を行わない。ウとして、明らかに自然的要因により環境基準を超過すると判断される項目については、当該水域において環境基準としての適用を除外する。エとして、類型指定を効果的・効率的に進めるために、既存の生活環境の保全に関する環境基準の類型指定における水域区分を最大限活用する。オとして、汽水湖については、当該水域における水生生物の生息状況から、湖沼又は海域のいずれか適切な類型を指定する、というものでございます。

次に(2) 類型指定に必要な情報の把握についてでございます。表3、類型指定に必要な情報を御覧ください。まず①水質の状況では、一般項目としてpHやDO、BODなど、水生生物保全環境基準項目としては全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、そして排出源の有無に関する情報を収集、整理いたしました。

3ページを御覧ください。この他、②水温の状況、③河川構造の状況、④魚介類の生息に関する情報といたしましては、魚介類の生息状況や漁業権の設定状況など、⑤産卵場及び幼稚仔生息場に関する情報としては、水産資源保護法に基づく保護水面等の設定状況等の情報を収集整理いたしました。このうち④魚介類に関する情報につきましては、下の表4、淡水域における水域類型に対応する魚介類の分類にありますように、アマゴやサツキマスなど、比較的低温域を好む冷水性の魚介類と、ウグイやシラウオなど、比較的高温域を好む温水性の魚介類に分けて整理をいたしました。

4ページを御覧ください。(3) 類型指定案の検討の流れでございます。類型指定案の検討は国指定河川を対象とした中央環境審議会における検討方法等に準拠し、先ほどの表3の情報を基に、図1の流れに沿って行いました。

図1、類型指定案の検討の流れを御覧ください。まずア、水生生物の生息状況の適応性について。冷水性の魚介類が生息する水域か温水性の魚介類が生息する水域かを検討し、次にイ、特別域の水域の設定を検討し、次にウ、達成期間の設定を行いました。

このア、イ、ウの詳しい考え方につきましては、図1の下にそれぞれ記載しております。

まずアですが、水生生物の生息状況の適応性については、水生生物の生息状況及び水温に関する情報を主要な判断材料として検討いたしました。①として、冷水性の魚介類の生息が全域で確認された水域は、原則として全域を「冷水性の魚介類が生息する水域」に区分いたしました。②として、冷水性の魚介類の生息が部分的に確認された水域は、水温等を勘案して、水域の区分を検討いたしました。水温の検討に当たっては、冷水性と温水性の区分けの目安として、国の環境審議会で示された年間平均水温15℃程度、これを目安といたしました。③として、冷水性の魚介類の生息が確認されず、温水性の魚介類のみ確認された水域は、原則として全域を「温水性の魚介類が生息する地域」に区分いたしました。

次にイの特別域の検討。生物特Aまたは生物特Bの設定については、環境省が示した特別域指定の考え方に基きまして、水産資源保護法に基づく保護水面が設定されている地域などの情報を基に検討いたしました。

5ページを御覧ください。最後にウの達成期間につきましては、表5、達成期間の判断基準にお示しておりますが、まず①として、過去の測定値が環境基準値を概ね下回っている場合には達成期間を直

ちに達成といたしました。なお、②、③のように水質汚濁が著しい場合は、期間を定めて水質の改善を図ることになります。

その下、3. 本県における類型指定のスケジュールは、先ほど御説明させていただきましたので、6ページの方にお進みください。

6ページから8ページまでの図2から図4は、今年度類型指定の検討を行った21河川2湖沼の位置と測定地点を示した地図になります。

ここでお手数ですが、お手元にお配りしている諮問書の写しを御覧いただきたいと思います。諮問書の写しにありますが類型指定の案は、諮問書の2枚目に記載している内容となります。諮問書の2枚目を御覧ください。新城川他20河川、2湖沼の類型指定を行うこととしておりますが、類型につきましては左側の番号、3番の堤川下流と13番の土場川及び17番の古間木川の3河川を生物Bに、9番の川内川及び18番の大畑川を生物特Aに、それ以外の河川を生物A、21番と22番については湖沼生物Aに定めたいと考えてございます。また、達成期間は、全て「直ちに達成」にしたいと考えております。

なお、後ほど御説明いたしますが、駒込川につきましては類型指定を行わないこととした他、下の注2にありますように、七戸川の上流部については全亜鉛の環境基準を適用しないとしております。

本日の審議会において答申をいただければ、所要の事務手続きを経て1月を目途に類型指定の告示を行いたいと考えてございます。

それではまた資料2-1にお戻りいただき、9ページ以降になります、個々の河川及び湖沼に係る類型指定案の内容などについて、担当の水・大気環境グループマネージャーの米谷から説明させます。

(事務局)

環境保全課、水・大気環境グループマネージャーの米谷です。よろしく申し上げます。

それでは座って説明させていただきます。

まず諮問書の2枚目を御覧になってください。先ほども説明がありましたが、今回の類型指定案の達成期間については、全ての水域に「直ちに達成」と設定しております。このことについて吉尾委員から事前に質問をいただいておりますので、資料2-5の2ページ目、No.6を御覧ください。「何か対策をとっているから「直ちに達成」なのか、自然とこうなっているのかがよくわからなかった」という御質問をいただいておりますので、御回答いたします。

今回、類型指定を行う水域の全てで亜鉛、ノニルフェノール、LASの、過去の測定値が環境基準値を概ね下回っていたため、達成期間の判断基準に基づき、今回の水域全てで直ちに達成としております。なお、公共用水域における水生生物保全環境基準項目の現在の濃度と県等が実施している種々の発生源対策との因果関係は不明です。

達成期間については、以降の説明では省略させていただきます。

それでは資料2-1の9ページを御覧ください。各水域の類型指定案について説明させていただきます。

4-1の新城川では、全域でイワナなどの冷水性の魚介類とウグイなどの温水性の魚介類が確認されております。全域で冷水性の魚介類が確認されておりますので、先に説明しております検討方法に従い、生物Aということになります。

次に、これに特が付くか付かないかという特別域の設定ですが、新城川では水産資源保護法に基づく保護水面は設定されておらず、これと同等以上に保護が図られている情報もないことから、特別域は設定しない。つまり特が付かないということになります。

これからのことから新城川の類型は全域の河川の「生物A」とし、環境基準点は現在の生活環境の保全に関する環境基準で新城川の環境基準点に設定されている新井田橋とします。

そして環境基準点の設定について、吉尾委員から事前に御質問をいただいておりますので、申し訳ありませんが、もう一度、資料2-5の1ページ目、No.3を御覧ください。「環境基準点はどのように決定するのか。基準点の抜き取り検査で、水域全体の評価ができるのか」という御質問をいただいておりますので御回答いたします。

水生生物保全環境基準の環境基準点の検討にあたっては、既存の生活環境の保全に係る環境基準点を活用することを基本としつつ、効率的に調査を行うことができるよう環境基準点間の距離や、支川の合流・分岐など水域の状況、さらには発生源の状況について勘案し、選定しております。

今回、選定した環境基準点により、当該水域の状況を適切に把握できると考えてはおりますが、今後、例えば継続的に環境基準を達成できない事態が発生し、原因究明の必要が生じた場合は、測定地点の追加も含めて検討することとしております。

続いて資料2-1、9ページに戻りまして、次に新城川と同様の状況であるため生物Aと設定した河川についてまとめて説明させていただきます。ここで言う同様の状況とは、全域で冷水性の魚介類が確認されており、保護水面等が確認されていない水域ということです。まず4-2の沖館川、そして10ページの4-4の横内川、そして11ページの4-6の野内川、12ページの4-7の小湊川、4-8の野辺地川、13ページの4-9の田名部川、14ページの4-11の宇曾利川、4-12の永下川、15ページの4-13の小荒川、17ページの4-16の砂土路川、4-17の姉沼川、19ページの4-20の奥戸川、4-21古佐井川がこれに該当します。これらの河川は新城川と同様、河川の生物Aとします。

環境基準点は現在の環境基準点と同じ地点とし、4-2の沖館川は沖館橋、4-4の横内川はねぶたの里入口、4-6の野内川は野内橋、4-7の小湊川は雷電橋、4-8の野辺地川は清水目橋と野辺地橋、4-9の田名部川は荷橋と下北橋、4-11の宇曾利川は宇曾利橋、4-12の永下川は永下橋、4-13の小荒川は小荒川橋、4-16の砂土路川は砂土路橋、4-17の姉沼川は姉沼橋、4-20の奥戸川は奥戸橋、4-21古佐井川は古佐井橋とします。

次に10ページ目の4-3の堤川ですが、堤川は火山性の強酸性水が流入しているため、上流域では源流部を除き魚類等の生息は確認されておられません。

6ページを御覧ください。青森市の地図の③にあるのが堤川です。堤川では支流が流下する下流域で温水性の魚介類、ウグイのみが確認されています。このウグイが生息している範囲が明確ではないため、強酸性水の影響を受けていない④の横内川の合流点を生息域の区分点の目安としました。これらのことから、横内川合流点より下流域を温水域の魚介類が生息する水域として区分し、上流域を魚介類が生息していない水域として区分します。

特別域については保護水面等が設定されておられませんので、設定しないこととします。

以上により堤川、横内川合流点から下流は河川の生物Bとし、環境基準点は堤川の下流域の環境基準点である甲田橋とします。

次に堤川と同様の状況であるため、生物Bと設定した河川について説明させていただきます。ここでいう同様の状況とは、冷水性の魚が確認されず温水性の魚介類のみが確認されており、保護水面等が確認されていない水域ということです。

15ページ目の4-14の土場川、18ページ目の4-17の古間木川が該当します。堤川では一部の流域で魚介類の生息が確認できませんでしたが、この土場川と古間木川では全域で温水性の魚介類の

みが確認されておりますので、両河川は全域で生物Bとし、環境基準点は土場川が鳥口橋、古間木川が第二境橋とします。

続きまして11ページ4-5の駒込川ですが、駒込川は火山性の強酸性水が流入しているため、源流部を除いて魚類等の生息は確認されておられませんので、類型指定を行わないこととします。

このことについて吉尾委員から事前に質問をいただいておりますので、資料2-5の1ページ目、No.2を御覧ください。「駒込川の源流部には水生生物が生息しているとあったが、それでも類型指定を行わなくてもよいのか」という御質問をいただいておりますので、回答いたします。

駒込川で水生生物が確認された源流部とは山の中でして、確認されたのはこの源流部のごく一部に限られること、かつ、場所的に人為的な影響はほぼないと考えられるところであることから、今後継続的に水質測定を行い、環境基準の達成状況について評価していく必要性は低いと考え、類型指定を行わないとしています。

次に資料2-1に戻っていただいて13ページの4-10の川内川です。川内川には全域で冷水性の魚介類が確認されています。そして川内川下流でサクラマス及びサケを保護対象とした保護水面が設定されており、当該流域でこれらの生息が確認されているので、全域を生物の特Aとし、環境基準点は川内橋とします。

川内川と同様の状況で生物特Aと設定した河川について説明します。18ページの4-19の大畑川ですが、全域で冷水性の魚介類が確認されており、赤滝より上流域でヤマメの一種であるスギノコを保護対象とした保護水面が設定されているため、全域で生物の特Aとし、環境基準点は小目名橋とします。

次に16ページの4-15の七戸川について説明します。まずは7ページの図を御覧になってください。⑮が七戸川です。七戸川は作田川、小坪川、坪川、赤川の複数の支派川があり、支川の赤川以外の河川では全域で冷水性の魚介類が確認されています。赤川では温水性の魚介類のみが確認されていますが、年間平均水温は14.2℃となっており、冷水性と温水性の区分けの目安とされる15℃を下回っていることを勘案し、七戸川全域及びその支派川を冷水性の魚介類が生息する区域として区分し、生物Aとします。保護水面等は設定されておられませんので、特別域は設定しません。

七戸川における現在の水質ですが、全亜鉛が坪川、立石沢及び鉦山終で近年、生物への環境基準を超過している状態です。この両定点の上流域には人為的な亜鉛の発生源がないこと、またかつて上北鉦山等において亜鉛等の採掘が行われていた地域であることから、環境基準超過の要因は地質由来によるものと考えられます。過去の水質データから勘案して、自然的要因により全亜鉛の環境基準を超過すると思われる水域は、坪川の天間ダムより上流域であると考えられます。

以上から、七戸川では坪川、天間ダムより上流については全亜鉛の環境基準を適用しないこととします。そして環境基準点は上野とします。

続いて20ページの4-22の小川原湖ですが、全域で冷水性の魚介類が確認されており、保護水面等は設定されておられません。小川原湖は汽水湖であることから、類型指定の基本的考え方に基づき、水生生物の生息状況により湖沼か海域のいずれかの類型を指定することとなっております。小川原湖に生息している主要な魚類等は、そのほとんどが汽水性または淡水性であるので、小川原湖は湖沼の類型とします。

以上のことから、小川原湖は湖沼の生物Aとし、環境基準点はC姉沼川前面、G中央、H小川原湖総合観測所となります。

最後に21ページの4-23、浅瀬石川ダム貯水池ですが、全域で冷水性の魚介類が確認されており、保護水面等は設定されていないので、湖沼の生物Aとし、環境基準点はダムサイトとします。

以上で各水域の類型指定案についての説明を終わらせていただきます。

続いて資料2の委員からの御質問と回答について説明いたします。先に説明しましたNo.1からNo.3、それから5、6は省略させていただきます。

それでは2ページのNo.4ですが、吉尾委員から資料2-2の「環境基準値を超過している灰色網掛けのところの対策は何かあるのか」という質問ですが、回答としまして、公共用水域に排出される汚濁物質の主な排出源としては、家庭、工場・事業場、畜産農家などがあり、県等はこれらからの排出量を低減するため、各種規制、啓発等を行っております。

なお、小川原湖については、継続的にCOD等の環境基準値を超過していることから、小川原湖を管理している国土交通省において、県及び流域市町村等の関係機関とともに、その水質保全対策について検討・実施しているところです。

また以降については先ほど七戸川のところで説明いたしましたので省略させていただきます。

次に3ページ目のNo.7、吉尾委員から「青森県は豊かな美しい自然環境が大きな特色のひとつだと思うが、国の基準よりさらに厳しい基準を設定した水環境維持の取り組みがあればアピールすべきと思う」という質問です。これに対する回答として、青森県内で、水質に関して国の基準より厳しい基準等を設定している例は①として透明度、これは十和田湖に透明度の目標値として、12m以上としております。②水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例による上乘せ排水基準。これは新井田川、馬淵川、五戸川、奥入瀬川、十和田湖、八戸前面海域に排出する事業者に対して、国の基準よりも厳しい排水基準を設定しております。③青森県公害防止条例による排水規制。これは水質汚濁防止法の排水規制の対象施設以外の施設に対して排水規制を行っております。

次に4ページのNo.8、山谷委員から、「家庭から排出される生活排水の処理状況はどのように変化してきているのでしょうか？（10年スパンぐらいで）」という質問です。これに対する回答として、右の回答欄に青森県内の汚水処理人口普及率の推移のグラフを示しております。県内の状況は年々上昇しておりますが、全国平均は下回っている状況です。

続いてNo.9、山谷委員から、「春、沖館川周辺をウォーキングした時、大小の魚の群れが見られました。家庭から流れ出る排水口のところに集まっているように見られました。これは何らかの食べ物となるものが流れ出ているのでしょうか？かなりのゴミや汚物が流れることなく停滞していました。生活排水が影響しているのでしょうか？」という質問です。

これに対する回答として、沖館川は、青森市外を流下する河川であり、家庭から排出される生活雑排水は水質汚濁の主要な要因の1つであると考えられますが、魚の群れとの因果関係は不明です。

生活雑排水が河川に未処理のまま流入する原因としては、下水道や農業集落排水等の処理区域においては下水道等への未接続、また処理区域外においては単独処理浄化槽の使用が考えられます。

なお、生活雑排水が未処理のまま河川に流入すると、有機物等が河川に過剰に存在することになり、水生生物の種類や生息環境に変化が生じ、場合によっては貧酸素状態の発生による水生生物のへい死、悪臭の発生などを引き起こす一因となります。

以上で資料2-5の説明を終わります。

事務局からの説明は以上です。

(熊谷会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局から諮問案件の概要と皆様から事前にいただいた質疑に対する回答について説明をいただきました。

まず、事前質問、ありがとうございます。吉尾委員、何か一言、コメントをどうぞ。分からないところは聞いていただいた方が、私も含め当たり前のこととと思っていることが、意外と知らないということがあります。質問の中にありました「もっとアピールしてはどうか」というあたりが今後の課題かなと思っております。ありがとうございました。

簡単に結構ですから、回答に対してのコメントをお願いいたします。

(吉尾委員)

吉尾と言います。今回、公募で初めて委員になりました。

今回、いろんなことを聞いているんですけども、初回だったので、私としては環境とか、こういう専門分野ではないですので思ったことをそのまま聞いたというだけです。

やっぱりよく分からないんですけども、今回のこの指定をして水質をよくする活動が、どう良くなるのかとか、何のためにこの類型指定をしなければダメかというところが、よく分からないんですけども。

(熊谷会長)

多分、そのあたり、思いが伝わらないということがあるので是非答えてください、事務局の方で。

(事務局)

類型指定をする、基準を設定するというのは、要はそれをやることによって定期的に測定をするということになります。例えば亜鉛ですとかノニルフェノールですとかLASとか、そういった物質の測定をこれから定期的に県なりがやっていると。それによって推移を見る。例えば上がると、例えば悪くなったということになると、発生源は何で、なぜ悪くなったのか原因を究明することができます。そういう対策をすることによって、そこが改善されると。

ちょっと極端な例ですけども、人が体重を管理する時、測るだけで、自分の体重を毎日測ることによって体重管理ができることと同じようなもので、基準を設定して水質の推移を見ることによって悪くなった時にすぐに手を打てるという意味でいくと、水質の保全をずっと図っていけるということが基本的な考え方だと思っています。

(熊谷会長)

悪い方に行くための類型指定ではないということだけ御理解いただいて。やはり、こういう議論の中で、一般の県民の方で同じ思いの方は半分くらいいるかと思しますので、ぜひ説明の仕方を工夫していただければと思います。

続きまして山谷委員、何か感想でも言っていただければ。

(山谷委員)

山谷です。今回、初めて委員になりました。よろしくをお願いいたします。

資料を読んでいまして、春の時のウォーキングの状況が、すごく沖館川の周辺を歩いた時に何か所か魚の群れがたくさん集まっていまして、その排水口のところに群がっていまして、1カ所、2カ所見るあたりはとても「あらっ」という感じだったんですけども、5カ所、6カ所になってくると、「これは何だろう」という感じになりまして。それがまた生活雑排水の影響なのかなと。結構、巨大化したも

のもあったので、そのあたりは確認できているのかな、何なんだろうか、そのままでいいのか、それとも、それこそ保護している状況なのかということでもちょっと質問させていただきました。

(熊谷会長)

こういう現状だという話の答えでございましたけれども。

それでは他の委員の方達で何かコメントとか、いろいろいただければと思いますが。

はい、どうぞ。

(関下委員)

今の生活排水が流れているところに魚が集まるという現象なんですけれども、基本的にあの周りに水田があったりとか、生活しているところがあると、そこから流れ込んでくる水が温かいんですね。例えばコイとかフナ、ドジョウという温かいところで産卵するのは、田んぼがあるとナマズもそうですけれども、そういう生活排水が流れて込んでいるところから昇ろうとするので、その時期であれば、いつ見たかによってちょっと解釈が変わってくるんですけれども、例えば田んぼの代掻きの前のあたりから7月にかけて魚がそういうところに集まっているのであれば、本当はそこから上に遡上をして、温かい水口があるからそこから上に行きたいという現象でそういうところに集まっていて、多少水質が悪くても何とか昇りたがる。ナマズなんか、よくそういうところに集まったりするんですけれども。そういうのが見られます。

それぞれのケースバイケースで見ていかないと難しいかなと思います。

(熊谷会長)

ありがとうございます。水生生物の保全ということがメインだということで、目的になっているということでございますし、基準値だけでは済まないという話ではあるんですけれども、やっぱり基準以下の方が絶対にいいということもありますし。ここでも自然由来の汚染というのをどう取り扱うかは国全体でもなかなか難しいし、そんな大被害がまだ起きていないということもありますのでこんな書き方になっているところもあり、これは今後の検討課題かなと思っておりますけれども。

どうでしょうかね、類型指定についての御意見、他にございませんでしょうか。これで残ったところは来年、またやるという話だと思いますので。

じゃあ議論はこれくらいで、進めさせていただいてよろしいですかね。

それでは諮問案件の水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定（案）について、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(熊谷会長)

ありがとうございます。御異議がないようですので、当該諮問案件については原案が適当であると認めて答申いたします。

答申書の作成交付については、私に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(熊谷会長)

ありがとうございます。以上をもちまして、諮問案件の審議を終了いたします。

それではここで6～7分、休憩を取りたいと思います。再会は14時50分からということにいたしますので、よろしくお願いいたします。

<休憩>

(熊谷会長)

それではお揃いですね、始めたいと思います。

次は報告案件の1の、平成28年版環境白書について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

環境政策課長の澤田でございます。私からは資料3を御覧いただきまして、平成28年版環境白書について、御説明させていただきます。

平成28年版の環境白書の本体は、委員の皆様方にも送付させていただいておりますが、本日はお手元の資料3の概要版で御説明させていただきます。

環境白書は、青森県環境の保全及び創造に関する基本条例に基づきまして、平成27年度における本県の環境の状況、環境施策の概要について取りまとめたものであり、主な内容は次のとおりとなっております。

1の平成27年度における本県の環境の状況の(1)水環境についてでございます。まず1つ目のカドミウム、鉛などの人の健康の保護に関する環境基準につきましては、全地点で達成しています。2つ目の水の汚れを表すBOD、CODなどの生活環境の保全に関する環境基準については、87水域中82水域で達成しており、達成率は94%となっております。

(2)の大気環境です。大気汚染物質である二酸化硫黄、二酸化窒素、PM2.5などについては、全地点で環境基準を達成しています。また光化学オキシダントについては、依然として環境基準非達成であり、その要因は主に成層圏オゾン層の沈降によるものと考えられます。

(3)の一般廃棄物のごみの総排出量です。平成26年度の一般廃棄物のごみの総排出量は、約51万7千トンで、前年度と比較して約1万8千トン、3.3%減少しております。また、ごみの排出量は全国下位を低迷しているものの、県民1人1日当たりのごみの排出量は前年度と比較して23g減少しており、全国の減少幅であります11g減少の倍以上の削減となっております。

2ページ目を御覧ください。(4)の産業廃棄物の不法投棄等発見件数です。産業廃棄物の不法投棄等発見件数は、平成27年度が93件で、前年度と比較して38件減少し、うち解決件数は47件で、解決率が50.5%となっております。なお、平成25年、26年度は、不法投棄の件数が増加しておりますが、これは平成26年4月1日からの消費増税に伴う家屋建替などの駆け込み需要による影響と考えているところです。平成27年度は、このような状況が落ち着いたことなどにより、不法投棄等の発見件数が減少したものと考えられるところでございます。

(5)の温室効果ガスの排出量です。2013年度、平成25年度における本県の温室効果ガス排出量は、1,595万トンであり、前年度と比較して24万1千トンの減少となっております。一方、青

森県地球温暖化対策推進計画における基準年度である1990年度、平成2年度と比較いたしますと、15.6%の増加となっています。また県民1人当たりの温室効果ガス排出量は11.7トンであり、全国の11.0の1.06倍と、全国よりも僅かながら多くなっています。これは本県が積雪寒冷地であることから暖房や融雪のため電力や灯油を使用する量が多いためではないかと考えております。

3ページ目、2の平成27年度における環境施策の概要でございます。かいつまんで御説明いたします。

(1)の「健やかな自然環境の保全と創造」では、公共用水域の水質汚濁防止対策や白神山地等の自然環境の保全、ニホンジカ対策等に取り組んでおります。

(2)の「県民みんなでチャレンジする循環型社会づくり」では、雑紙の資源回収強化や衣類のリユース・リサイクル促進をはじめとしたごみの排出量削減、リサイクル推進対策の他、海岸漂着物対策や産業廃棄物の不法投棄等防止対策に取り組んでおります。

4ページ目でございます。(3)の「暮らしと地球環境を守る低炭素社会づくり」では、温室効果ガス排出に係る民生(家庭)、民生(業務)部門や産業部門、運輸部門といった主要4部門における対策や青森県再生可能エネルギー等導入推進基金の活用等に取り組んでおります。

(4)の「社会全体で環境配慮に取り組む人づくりと仕組みづくり」では、環境出前講座の実施など、環境教育の推進に取り組んでおります。

なお、今、御説明いたしました項目の詳細につきましては、委員皆様方に環境白書本体を送付しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

(熊谷会長)

ありがとうございました。ただ今、平成28年度版の環境白書の概要について説明をいただきましたけれども、御質問等とかございませんでしょうか。

私から、余計なことを言うかもしれませんが、やっぱり委員の方達に知ってほしいのが、1ページ目の下のグラフでございます。ごみの排出量。これは生活ごみというので自分に関係ないと思うかもしれませんが、この後、事業系ごみが出てくるので、家庭ごみは関係ないとお思いではなくて、これの実は7割ぐらい、もっと言うと8割ぐらい、家庭ごみを半分にするといろんな指標が上向くと。それから、処理費に掛かるお金を他に回して、もっともっといい施策につながる、そういうこともございますので、家庭でやれる範囲の減量化は、ぜひやっていただきたいという事を、皆さんの組織でなど、いろんな時に言ってほしいと思っております。

実は副知事の挨拶も、青森県の素晴らしさを維持しようという前書きが環境白書に書かれてありまして、それをお話になっておりました。皆さんもお手元にある環境白書の自分の得意なところをぜひ読んでいただいて、あと家庭ごみとかそういうことが出てきますので、ぜひそのあたりも読んでいただきたいと思っております。

つくづく今日も前半の話で、アピールが足りないという話と専門的な話、言葉が出てくるということで、環境白書にも用語の定義がいっぱい書いてあるんですけども、多分、あれを見ても、一般の方は7割分かればいい方だろうなど。それでも、後ろの方に用語の定義など丁寧に書いて読みやすくはしているという努力を県の方がなさっていますので。

私が言って時間が過ぎてしまいましたけれども、御意見がなければ次に移らせていただきたいと思いますが、どうぞ、佐藤(巧)委員。

(佐藤巧委員)

すいません、事前にも何もお話をしてないんですが。

1 ページの図1です。1人当たりのごみ排出量の青森県の分と全国の分、赤い線で書かれているんですが、青森県が24年、25年と数値が上がっているんですね。全国の方は大体右肩下がりで、青森県は21年から23年までごみが僅かずつ減ってきているんですが、そこからポッと上がったというのは、これは何なんでしょうか。

それから、これ、私が常識がないのか分かりませんが、不法投棄って山に行けば結構ポチポチと落ちているんですけども、これを見つけた場合、どこに連絡をすればいいのか、警察でしょうか。それから警察に連絡をすれば、それを撤去するのは土地の所有者になるのでしょうか。その辺、分かったら教えてください。

(熊谷会長)

お願いいたします。

(事務局：環境政策課長)

23年度から24年度、30gほど上がっておりますが、これにつきましては、本県は紙ごみのリサイクルが非常に悪いという点もございます。あとは生ごみの占める割合が生活系のごみの約半分ぐらいございまして、そちらの方の影響だと考えられます。また24年度に災害がありました関係で、災害廃棄物も影響があるのではないかと考えております。

(事務局：環境保全課長)

不法投棄については私の方から御説明します。

県内で不法投棄を発見した場合なんですが、基本的には県の所管する区域であれば県の環境管理事務所、青森・弘前・八戸・むつがございまして。こちらに御一報いただくというのがまず一番早いかと思います。青森市については産業廃棄物の業務を青森市でやっておりますので、青森市の区域であれば青森市の方に御連絡をいただくということがまず一番早いかと思います。

廃棄物についても一般廃棄物、産業廃棄物とございますけれども、基本的には撤去するのは投棄した人、捨てた人に撤去してもらおうということで、環境管理事務所の方で投棄現場を調査しまして、投棄者につながる情報がないかどうか調査して、原因者が判明すればその方に撤去していただくということになります。

もちろん警察の方に御一報いただくということも、もちろんございます。警察の方から逆に環境管理事務所の方に情報が来るとということもございまして、基本的には環境管理事務所の方に御連絡をいただければと思います。

(熊谷会長)

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、次の報告案件、②の方に移らせていただきます。赤石溪流暗門の滝県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

自然保護課の佐々木でございます。私の方から説明をさせていただきます。

赤石溪流暗門の滝県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更についてです。これは来年の2月に予定されております審議会に諮問させていただき予定の案件ですが、予め委員の皆様から御意見を頂戴した上で、国や鱒ヶ沢町、それから西目屋村、そして県の関係課とも協議をしながら原案を作成していきたいと考えております。現段階では検討中の素案ということをお理解いただきたいと思います。

資料の方は、委員の皆様のお手元に資料4-1、4-2、4-3を事前にお送りさせていただきました。それから資料4参考というのをお手元にお配りしていると思いますが、こちらは自然公園制度の概要をまとめた参考資料でございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

自然公園制度について簡単に申し上げますと、自然公園法、又は県の条例によりまして、自然の風景地の保護と利用の増進を図ることによって国民や県民の保健・休養、教化等に資するために指定しているものでございます。自然公園という名前は、あまりお聞き及びないと思うのですが、よくお耳にされるのは国立公園がございます。それから国定公園、そして県立自然公園と、3種類ございます。

今回は、県立自然公園のうちの赤石溪流暗門の滝県立自然公園について見直しをするというものでございます。説明は資料4-1の方を使ってポイントのみ御説明させていただきたいと思っておりますので、資料4-1を御覧ください。

まず1ページでございます。1の公園区域の概要です。この公園は鱒ヶ沢町の赤石川沿いで、くろくまの滝、そして赤石溪流からずっと南の方に、世界遺産地域の方に南下しまして、そこから東の方、西目屋村の暗門の滝、それから目屋ダムと、こういった区域になっております。昭和56年の7月に県立自然公園に指定しまして、同時に公園計画が決定されております。ここはくろくまの滝とか赤石溪流、そして暗門の滝など、数々の自然の風景地がございます。皆様も何度か行かれたことがあるのではないかと思います。

ここの公園の区域につきましては、平成4年の7月に一部見直しが行われております。公園の一部が白神山地の中にあるということで、白神山地の世界自然遺産登録に向けて区域を整理していく中で、公園区域に指定されていたところの一部が国の自然環境保全地域に指定されることになりましたので、公園区域から削除するという変更が行われております。平成4年7月の公園区域から削除した後、平成5年の12月には、この県立自然公園の一部を含む地域が世界自然遺産白神山地に登録されているという状況です。

2ページを御覧ください。上の方です。この地域では昭和35年に目屋ダムが多目的ダムとして完成しておりますが、現在、津軽ダムの建設が進んでおります。この10月にダムの本体工事が竣工しまして、平成29年4月にはダムが供用開始の予定ということになっております。

次に2の変更の理由です。県では、県立自然公園を取り巻く自然的社会的条件の変化を踏まえまして、必要に応じて公園区域等を見直しすることにしております。今回、この地域に関しましては津軽ダムが供用開始されるということで、今、津軽白神湖と愛称が決まっておりますけれども、津軽白神湖が現在の目屋ダムのダム湖であります美山湖を呑み込むような形で面積が拡張されます。これに伴いまして周辺の自然の風景が変化するというので、公園の区域等を変更しようというものでございます。

また、併せまして利用施設計画につきましても公園計画を決定した時からの自然的社会的条件の変化等を踏まえて見直しをするというものでございます。

公園区域等の変更に当たりましては、これまで関係する町村、それから関係機関等の御意見をお聴きするとともに、公園区域内の現況調査を行っております。その結果、美山湖の区域に加えまして新たに

ダム湖になる部分を公園区域とする、それから、津軽白神湖の周辺の風景の保護を図るために、主要地方道岩崎西目屋弘前線というのが今、ダムの周辺の新しい道路になりましたけれども、この道路とダム湖の間を公園区域にすると。それから、公園計画の利用施設計画に載っております施設のうち、今後も整備の見込みがなく、また公園利用上の必要性が乏しくなった施設を利用施設計画から削除する、併せて津軽ダムの完成に伴って新たに利用が見込まれる施設を計画に追加するといった変更を行うものです。

内容については、この後、詳しく御説明します。

ダム湖の周辺以外の地域についても見直しを行いました。自然的社会的条件の大きな変化は認められませんでしたので、今回、公園区域とか地種区分の変更は行わないということにしております。

続いて3ページを御覧ください。変更の概要を御説明いたします。まず(1)公園の名称の変更です。ここの公園は世界自然遺産地域を有する県内唯一の県立自然公園であります。従いまして、世界自然遺産地域と連動した公園利用を促進するために、公園の名称を「津軽白神県立自然公園」に変更したいと考えております。なお、秋田県では平成15年に世界自然遺産地域周辺の県立自然公園を再編いたしまして、その一部を秋田白神県立自然公園として新たに指定しているという状況でございます。

(2)として、公園区域の変更です。このページの下の地図を御覧ください。水色で塗られている部分、これが今のダム湖、美山湖の区域になっております。新しく津軽ダムができることによって湖面が広がるというお話をしましたが、その広がる部分が赤い線で囲まれている部分です。それから今、公園になっている区域は、この他に緑色で囲まれている部分と水色で囲まれている部分、ちょっと見にくいのですが、ここも今、公園区域になっている部分です。今の美山湖の部分と、それから緑あるいは水色になっているところに加えまして、ダムの湖面になる赤い線で囲まれている部分を新たに公園区域に追加するという事です。

新たにできる津軽ダムの湖面、津軽白神湖の範囲は常時満水位、通常の運用をしている中で満水になる状態が標高204.9m、この標高204.9mの区域がこの赤い線の部分、378haです。今、公園区域になっていない部分が136haありますので、ここが公園区域に追加になるということでございます。

続いて4ページを御覧ください。真ん中の写真を御覧ください。斜めに黄色い線が走っておりますが、この線の部分が主要地方道岩崎西目屋弘前線です。写真の下の方が弘前方面になります。この道路は弘前から西目屋村を経由しまして、白神山地の中を通過して岩崎、日本海側に向かう、通称白神ラインと言われている県道でございます。平成26年に津軽ダムの工事に伴いましてダムの南側の方に付替県道として開通いたしました。この付替県道の区間、黄色の線の部分ですが、この付替県道からは、写真では少し左上になりますが川原平橋、それから真ん中辺りの砂子瀬橋、こういったところから津軽白神湖が視野に入るところ、展望できるところもありますので、津軽白神湖周辺の風景の保護を図るために、この付替県道のうち弘前方面から行って津軽白神湖が初めて視野に入る木戸ヶ沢橋というのが右の方でございますが、ここからダム湖が見える最終地点である大川白神橋までの区間の県道、そしてこの県道と津軽白神湖の間で現在公園となっていないところ、黄色い細い線で囲まれている部分ですけれども、ここを公園区域に追加するものでございます。新たに追加する面積は62haとなります。

4ページの説明の下の2行については、後ほど御説明をしたいと思います。

続いて5ページ目を御覧ください。これも地図の方を御覧いただきたいのですが、地図の右の橋、黄色い矢印があるところが前のページで見た一番端になっている大川白神橋というところです。ここから地図の真ん中、赤い線を引いているところと、次に青い線を引いているところがあります。この青い線

のところの端が暗門大橋というところでは、暗門の滝に行く方はこの辺で車を降りて出掛けられます。この青い部分に関しては既に公園区域になっているんですけども、道路の赤い部分に関しましては、実はピンク色に色が塗られている部分が既に公園区域になっており、公園区域に隣接しているんですが、道路は現在は公園区域に入っておりませんでしたので、この区間の風景の保護を図るために一体として管理するというので、公園区域に追加いたします。追加する面積は1haということになります。

続いて6ページを御覧ください。真ん中の地図ですが、これは、先ほどの2ページの地図で砂子瀬橋があったと思うんですけども、砂子瀬地区を拡大したものです。砂子瀬地区の黒い点線で囲まれた部分、現在は第3種特別地域と普通地域になっておりますが、下の写真のようにダム工事の区域になりまして、元々あった森林が伐採され、土地の造成が行われ、土地の形状が変更されたという状態です。この写真は工事を行っていた当時の様子ですが、自然公園として保護及び利用を図る必要性が失われたと認めまして、この部分については公園区域から削除したいと考えております。

続いて7ページを御覧ください。(3)規制計画(保護規制計画)の変更でございます。まず、⑤と書いてありますが、津軽白神湖の区域を、元の美山湖と同じ第2種特別地域とするというものです。津軽白神湖の区域につきましては、下の地図の赤い線で囲まれている部分になります。

そして下の⑥と書いてあるところです。ここについては、申し訳ありませんが5ページにお戻りいただけますでしょうか。5ページの方で赤い線の公園道路の部分は公園区域に追加するというお話をしました。ここに関しましては道路の周辺と同じく第2種特別地域としたいと考えております。

今度は8ページの方を御覧ください。⑦です。地図の黄色い線になっているところが付替県道の木戸ヶ沢橋から大川白神橋の部分を公園に追加するというお話をいたしました。それから青で囲んでいる部分、この付替県道とダム湖の間、この部分を公園区域に追加するというお話をいたしました。この県道の部分と青い色で囲んでいる部分に関しましては、ダム湖と一体として湖周辺の風景の保護を図るために普通地域といたします。この黄色と青い色で囲んでいる部分全体は85haありますが、新たに公園区域となるのが62ha、そして現在第3種特別地域になっているところから普通地域になるのが14ha、そして残り9haは、元々普通地域だったところということになります。

従いまして、変更になる面積は、新たに公園区域となる62haと第3種特別地域から変更になる14ha、合わせて76haということになります。

続いて9ページを御覧ください。(4)施設利用計画の変更でございます。今後、整備される見込みがなく、また公園利用上の必要性が乏しくなった施設を削除するとともに、必要と認められる施設を追加するというものです。具体的には、アの単独施設の削除というところですが、鱈ヶ沢町の5つの施設、それから西目屋村の8つの施設、合わせて13の施設を公園計画から削除いたします。それぞれの大きな場所につきましては、資料4-3の方に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

それからイの単独施設の追加ですが、園地としまして津軽白神湖の眺望と休憩の拠点として、津軽白神湖園地事業を位置付けるものです。この津軽白神湖園地事業の場所ですが、4ページを御覧ください。4ページの真ん中の写真ですが、左側の上の方、川原平橋のあたりですが、この辺りで少し湖の方に突き出たような場所がありますが、この辺りになります。現在のところ、西目屋村でトイレを整備する計画があります。また村が運航を予定しております水陸両方バスが湖面に出入りする場所になると聞いております。

続きまして9ページの方にお戻りください。ウの道路(車道)の追加でございます。岩崎西目屋弘前線、通称白神ラインの一部でございますが、ここにつきましては津軽ダムから暗門大橋付近までの公園

区域境界まで公園の区域を一貫して通行できる道路となりますので、公園の利用を図るための車道として位置付けるというものでございます。

続いて10ページです。エの道路（歩道）の削除でございます。現在の計画に載っております赤石溪流線という歩道でございますが、こちら、今後整備される見込みがなく、公園利用上の必要性が乏しくなったということで、公園計画から削除いたします。

次に4の地域・地種別面積の内訳です。今回は西目屋村の区域に係る変更となります。合計で186ha増え、公園全体では変更後で5,347haとなります。

以上、御報告申し上げた内容につきましては、本日の会議での御意見を踏まえまして、今後、津軽ダムの建設主体である国土交通省や周辺の国有林の管理者である林野庁の関係機関、市町村等と調整いたしまして、またパブリックコメントを実施した上で2月の審議会において最終案を諮問させていただきたいと考えております。

続きまして、委員の皆様から事前にいただきました御質問に対する御説明を、資料4-4で説明させていただきたいと思っております。担当から説明させます。

（事務局）

自然保護課自然公園グループの一戸と申します。私の方から説明させていただきます。座ったままで失礼します。

資料4-4の1ページ目を御覧ください。佐藤巧委員からの御質問でございました。御意見の内容につきましては、字句の修正で何点かいただいておりますけれども、御意見を踏まえ、それぞれ修正したいと考えています。

最後の※のところ、地層のところ意見があったんですけれども、従来、「塩見崎層」、それから「追立沢層」というのを使っていたんですが、20年ほど前に地層の呼び方を置き換えたということがあったようでして、赤石川・暗門川と使うのであれば、「田野沢層」「大戸瀬層」の方がよいという御意見でございます。

次のページをお願いします。次は吉尾委員からの御意見でございます。御意見の内容につきましては、「新たに公園区域になる場所は、どのような保護対策が強化されるのか（立入禁止等になるのか）」ということなんですけれども回答でございます。新たに公園区域となった場合、自然の風景地等を保護する観点から、一定の行為については許可又は届出によって規制されることとなります。その規制される具体的な内容はと申しますと、皆様に事前にお送りしております資料4の参考資料、4ページを御覧ください。（3）地種区分の定義ということで、県立自然公園の場合、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域という区分が当てはめられまして、こういった規制が掛かるのかということで、5ページ目、ちょっと字が細かいのですが、上の特別保護地区については国立公園・国定公園のみでございます。真ん中の特別地域につきましては、①から⑩、⑥は県立自然公園を除くと書いてありますけれども、それから普通地域につきましては⑦の海底の形状変更を除いて、こういった規制が掛かります。特別地域の場合は、事前に知事の許可が必要になり、また普通地域についても行為を行おうとする30日前までに知事に届け出る必要があるということでございます。

次、3ページを御覧ください。吉尾委員からの質問でございます。「公園区域から削除される場所は、現状放置されるのか」という質問でございますが、自然公園内の土地につきましては、国有地、県有地、市町村有地、あるいは私有地等の所有形態がありまして、例えば公園区域が国有林となっている場合は、国の森林管理署がその場所を管理しているということでございます。

公園区域から削除されますと、自然公園としての規制はなくなるんですけども、引き続きそれぞれの場所についてそれぞれの所有者または使用者が管理することになりまして、決して放置されるわけではないということでございます。

次の真ん中の段の質問でございます。「県道が公園区域になった場合に、何らかの交通規制等がなされるのか」といった質問でございますが、答えとしましては、公園区域となった県道（車道）において、工作物や広告物の設置等、一定の行為を行おうとする場合は事前の許可又は届出が必要となりますけれども、公園区域となったことによりまして車両の通行止めとか通行規制を行うものではないということでございます。

最後の質問ですが、「今回の公園区域の見直しで、この地域を利用していたり、通過する人達に何らかの影響がある場合、事前説明等をされているのか」という御質問ですが、回答といたしましては、新たに公園区域としようとする土地につきましては、先ほど申し上げたように許可とか届出といったことの規制が掛りますので、土地所有者等の同意を得ています。

また、車両等により通過する行為につきましては、通行そのものを規制するものではないことから、こういった観点での事前の説明は行っていません。

なお、地域の活性化を目的として自然を活用したイベント、芝生で覆われた園地とか植生のない砂浜とか、テントとか看板をかけてイベントを行うケースがよくあると思うんですけども、自然公園内でイベントを行う場合は事前の届出が必要になりますので、自然保護課の方に相談をしていただくよう、関係者の皆様にお知らせいただければと思います。

私からは以上でございます。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

ただ今、報告案件の概要と事前にいただいた御質問に対する回答について説明をいただきました。

御質問をいただいた佐藤委員と吉尾委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、その他に意見、質問等、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(関下委員)

名称については、これはもう確定なのでしょう。まだ案の段階なのでしょう。

今の資料を見ると、秋田県の方は秋田白神となっているのに対して、津軽白神だと弱いんじゃないかと。特に県立自然公園とか国立公園もそうですけれども、やっぱり利用の部分を多く見ている部分がありますので、やっぱりそういう意味からいったら非常にネーミングとして弱い、あるいは県外の方にとって分かりづらいネーミングのような気がしますけれども。そこら辺は市場動向の調査をされたとか、もしそういうのがあれば教えていただきたいというのが1点と、資料4-2の方に、鳥類であるとか植物の名前の簡単な羅列があるんですけども、実際に何かしら基になるような資料、リストがあるのかどうか、あるいは県の方で所有しているものがないのであれば、この部分はかなり国土交通省さんのダムに掛かっていますので、そちらの方にあるものを使うのかということ。

実際、種差海岸が国立公園になってから、そういう文献が無くて非常に困っていますので、他で指定するに際しまして、そういうリストがあるのかどうか。無いのであれば、ちょっと別資料として添付するような形にした方が、後の世に非常に役に立つのではないかなと思って、今、発言をしました。

(熊谷会長)

どうぞ、お願いします。

(事務局)

自然保護課でございます。

まず名称につきましては、あくまでも今は素案ということです。お話がありました市場調査とかを行っているわけではございません。あくまでも秋田の方は秋田白神という名称になっておりますので、ただの白神県立自然公園ではいかないだろうと。だとすればどうするかというところなんですけど、今、津軽白神湖、ダム湖がそういう名称になりますので、おそらく津軽白神という名前が県民の皆さんにとって耳馴染みのある名前になっていくのかなということで津軽白神としておりますが、今、御意見をいただきましたので、またそれも参考にさせていただければと思います。

それからもう1つ、鳥類、植物の名前の件でございますが、これは実は当初の公園計画そのまま、今回変更はしておりません。ですので、ちょっと悩ましいところではございます、全面的に見直しをするということになると、なかなか容易ではないのかなというところがあります。

また国交省などの資料を使うかどうかということに関しましても、すいません、関下委員のお知恵をお借りしたいので、具体的にこれから御相談をさせていただければと思います。よろしくお願いします。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

どうぞ。

(藤委員)

ここは自然公園として変更されるということですがけれども、ここにあった砂子瀬の集落とか、要は元々この地域に住まれていた方々の生活だとか、どのように白神山地とつながっていたかと、そういう案内とか。確かに自然公園の形で自然観察に関する案内等はされると思いますけれども、その場所に住まわれていた方々の営みとか。今後何らかの形で、展望台とか造られるとおっしゃっていたので造られると思いますけれども、それに関する方針とかはあるのでしょうか。

私の見方からしますと、そうした人々が住まれていたということと、二度砂子瀬の方々は移住になったわけですので、そういった点もあって、盛り込んだ案内というか説明というのはあった方が良くと思いますけれども。そのあたりの見解をお聞かせいただきたいと思います。

(熊谷会長)

お願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。

おっしゃるとおり、砂子瀬の方々は2回、目屋ダムの時に1度、津軽ダムで2回目ということで大変な思いをされたと思います。この公園の計画の中に盛り込むというのはなかなか難しいのかなという感じはいたしますが、西目屋村の方とも相談をしまして、例えばここを整備する事業の中でどういう形で解説していくのかとか、そういったところは参考にさせていただきながら、村の方とも相談をしてやっていきたいと思います。

(熊谷会長)

他にございませんでしょうか。
どうぞ。

(糠塚委員)

参考までにお聞きしたいんですけども。尾太鉦山の廃水処理施設がこの近くなったと思うんですけども、大体どの辺りになるんでしょうか。資料4-3あたりで示していただければ。

(事務局)

すいません、尾太は、6ページのところに砂子瀬の地図があるのですが、6ページの写真に見える山が多分尾太の山だと思われまます。排水処理施設に関しましては、この公園区域の外にあります。

(糠塚委員)

元の公園区域の外にあるということですか。

(事務局)

はい。元々の公園区域の外にあるということです。

(糠塚委員)

この6ページの地図にある2つの丸というのは、これは何の丸ですか。緑で囲まれているところに丸いの2つありまして。

(事務局)

鉦山自体は公園区域の外ですけども、昔の地図を見ますと、ここが何か、いわゆる事業所ですか、鉦山じゃなくて作業をするような場所があったというふうに聞いています。

(糠塚委員)

特別に丸が2つ付いてるのは何か意味があるんですか。

(事務局)

確認して、後でお知らせします。

(糠塚委員)

どうもありがとうございます。

(熊谷会長)

佐藤委員、どうぞ。

(佐藤(巧)委員)

私の記憶によりますと、木戸ヶ沢のダムがあるんですけども、そのダム湖と言いますか、その上流、その

辺に土とかそんなのを運んで来て溜めているらしいですよ。

ですから、そこからあそこまで運ぶパイプが壊れたりなんかするとかすると、県の方がすぐ飛んで行く予定でございます。確かそうなっているはずですよ。

木戸ヶ沢って、分かりますか。

これは資料4-1の4ページの真ん中の写真に、木戸ヶ沢橋とあります。その木戸ヶ沢の上流の辺りに溜めているようなところがありますけれども、それだと思います、奥の方からここに持ってきているはずですよ。

(熊谷会長)

すいません、よろしいでしょうか。意味が分からなかったんですが、分かったようなので。皆さんにも分かるように今の質疑の話は、後で連絡をお願いしたいと思います。

他にございませんか。今、説明したのは詳しくは資料4-2の方に書いてありまして、これのタイトルを見ていただいて、素案と書いてありますので、ぜひ皆さん、この会議が終わった後でも、いろいろ気がついたことを、皆さん、事前に郵送されて本当に時間がない中で意見を出していただいてありがとうございました。これからも出していただいたり、あとは、先ほどこれからパブリックコメントという話もございますので、我々も一応パブリックの1人なので、気がついたところはぜひより良い計画に変更していただければと思います。

それでは、これで赤石溪流暗門の滝県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更についての報告案件を終わらせていただきたいと思います。

以上で本日の議事につきましては全て終了といたします。議事進行に御協力、ありがとうございました。

では事務局にお返しいたします。

(司会)

熊谷会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

閉会にあたりまして、環境生活部次長 白坂から御挨拶を申し上げます。

(白坂次長)

閉会にあたりまして一言、御挨拶を申し上げます。

本日は長い時間にわたり、御熱心に御審議をいただきましてありがとうございました。諮問案件の水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定につきまして、答申を取りまとめをいただきました。皆様からいただきました御意見を踏まえ、今後、各種施策を推進していきたいと考えております。

会長からもお話がございましたが、今後とも御意見、御指導、御鞭撻なりを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第26回青森県環境審議会を閉会いたします。

本日は大変、どうもありがとうございました。